

この計画はどのように進めていくのか？

計画の推進

この計画は、次の3つの基本的な考え方のもとに進めていきます。

1. 市民等との協働

この計画の推進にあたっては、市民の方々との協働によるまちづくりの視点を取り入れ、地域における市民活動団体などとの協力関係を構築するなかで、多様化する市民ニーズに適切に対応していきます。

2. 厳しい財政状況下における効果的な推進

この計画の推進にあたっては、市では、厳しい財政状況が続いていますが、行財政対策を進めるなかで、本計画の効果的な推進に努めていきます。

3. 積極的な情報公開の推進

この計画の推進にあたっては、市のホームページなどにより、市民の方々に情報を提供したうえで、意見等を把握し、以後の各種施策へ反映させるよう努めていきます。



函館市子ども・子育て支援事業計画<<概要版>>

平成27年3月

編集・発行

函館市子ども未来部

〒040-8666 函館市東雲町4番13号 電話0138-21-3946

URL <http://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2014031800353/>

函館市子ども・子育て支援事業計画

「子どもたちが輝き ひかりにあふれるまち はこだて」



子どもたちはもちろん、子育てをしている家庭を地域で温かく見守り、支えていくなかで、子どもたちが健やかに成長し、生き生きと「ひかり」輝くことは市民の願いです。

子どもたちの輝きは、家庭や地域の輝きへとつながり、やがては、市民一人ひとりが喜びに満ちあふれ、生き生きと「ひかり」輝いていく、そんな「ひかり」にあふれるまち「はこだて」をめざします。

函館市



函館市子ども・子育て支援事業計画とは？

目的・位置付け

この計画は、子ども・子育て支援法に基づき、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するとともに、次世代育成支援対策推進法に基づき、すべての子どもを対象に地域社会全体で次世代育成支援対策に取り組むことにより、次世代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図ることを目的としています。

期間

子ども・子育て支援法に基づく事業計画は、平成27年度からの5年を1期として策定することとされています。

また、次世代育成支援対策推進法に基づく新たな前期計画についても、同様の計画期間により策定することとされていることから、この計画は平成27年度から平成31年度までの5年を計画期間とします。

基本理念

「子どもたちが輝き hikari にあふれるまち はこだて」

基本的な視点

この計画における各施策の方向と事業の実施については、次の8つの基本的な視点のもとに取り組みます。

1. 子どもの視点

2. 次代の親の育成という視点

3. すべての子どもと家庭への支援の視点

4. 地域社会全体で支援する視点

5. サービス利用者の視点

6. 仕事と生活の調和の実現の視点

7. 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の視点

8. 地域特性の視点



この計画ではどのようなことに取り組むのか？

施策の方向

この計画の基本理念の実現に向けて、次の8つの施策の方向を掲げ、総合的な施策の展開を図ります。

1. 地域における子育て支援

- 地域における子育て支援サービスの充実
- 保育サービスの充実
- 子育て支援のネットワークづくり
- 子どもの健全育成

2. 母子の健康確保と増進

- 妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策の充実
- 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実
- 「食育」の推進
- 周産期・小児医療等の充実

3. 子どもの健やかな成長のための教育環境の整備

- 次代の親の育成
- 子どもの「生きる力」の育成に向けた学校の教育環境等の整備
- 家庭や地域の教育力の向上
- 子どもを取りまく有害環境対策の推進

4. 子育てを支援する生活環境の整備

- 良質な住宅の確保
- 安全な道路交通環境の整備
- 子どもの交通安全を確保するための活動の推進
- 安心して外出できる環境の整備
- 安全・安心なまちづくりの推進

5. 仕事と生活の調和の実現

- 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直しの推進
- 仕事と子育ての両立のための基盤整備

6. 特別な援助を要する家庭への支援

- 児童虐待防止対策の充実
- 障がい児施策の充実

7. 母子家庭および父子家庭の自立支援

- 母子家庭および父子家庭の自立支援の推進

8. 子育てに伴う経済的負担の軽減

- 子育て家庭への経済的支援の充実

教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の提供体制

すべての子どもに良質な生育環境を保障するとともに、妊娠・出産からの切れ目のない支援を行うため、幼児期における質の高い教育・保育や各種子ども・子育て支援事業の提供体制を定めました。

1. 教育・保育提供区域

2. 教育・保育の需給計画

3. 地域子ども・子育て支援事業の需給計画

4. 認定こども園の普及等に係る取組み